

濃厚接触者である社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の取り扱いについて

令和 4 年 1 月 18 日（火） 健康福祉部

新型コロナウイルス感染症（特にオミクロン株）の感染拡大により、陽性者および陽性者の同居者等の濃厚接触者が急増している。このため、社会機能維持に向けて、社会機能維持者（いわゆるエッセンシャルワーカー）については、以下の取り扱いとしたい。

1. 背景

国からは、1 月 14 日付け事務連絡（別添）により、以下の見解が示された。

- ・陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終暴露日（陽性者との接触等）から **10 日間**とする。
- ・ただし、地域における社会機能維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。
- ・待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下の通り検査等を行うものとする。（事務連絡から抜粋し、一部言い換え）

（3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、PCR 検査では 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目にそれぞれ行う。事業者が抗原定性キットを医薬品卸売販売業者から入手する場合は、確認書を同卸売販売業者に提出する。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

（4）（略）検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。

2. 考え方

① 社会機能維持者の範囲について

- ・国が示す社会機能維持者の例示者に加えて、「除・排雪関係者」を、「3. 国民の安定的な生活の確保、①インフラ運営関係」として位置づける。
- ・上記以外の個別の事業者・団体等から社会機能維持者に加えてほしい旨の陳情・要請等があった場合は、国の事務連絡の趣旨・例示を踏まえて個別に考慮・検討する。

② 待機期間について

- ・国の事務連絡を踏まえて PCR 検査は 6 日間、抗原検査キットは 7 日間とする。

③ 費用負担

- ・国の事務連絡を踏まえて、事業者負担等とする。